



〈少年事件の統計について〉

統計は広く国民に公表され、裁判所の説明責任を果たすものであるため、その正確性は大変重要です。その裏返しとして、仮に間違った統計を公表した場合の影響は甚大です。事件票などを入力するに当たっては、細心の注意を心掛けていただきますようお願いいたします。

統計はこのように活用
されています！！

家庭裁判所事件の概況(2・完)ー少年事件ー
(法曹時報に毎年掲載)

【統計の参考資料】

- ①裁判統計報告書(事件票)作成要領 少年編
- ②裁判統計報告書(月報・年表)作成要領 少年編
- ③裁判統計における留意事項
- ④少年事件における統計について
～令和3年改正少年法施行日以降の変更点～
- ⑤令和4年9月2日付け事務連絡(事件票作成時の留意点)

少年資料係から各家裁に対して統計や実情調査についてお問合せをすることがありますが、ご理解とご協力をお願いいたします

少年事件を
初めて・久しぶりに
担当される方へ

〈実情調査について〉



実情調査は、統計の対象となっていない被害者配慮制度に関する事項等を調査するものです。運用上の課題やその改善策を検討するために必要なものですので、正確な報告をお願いいたします。

※詳細は[こちら](#)

(家庭局への提出期限は毎翌月20日)

実情調査はこのように
活用されています！！

少年事件における被害者配慮制度の運用状況及び原則検察官送致対象事件の概況(裁判所ウェブサイトで公表)

